

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第73号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第112号）

平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）（以下「本件業務委託」という。）の報告書に記載されている不等流計算に使用した河川断面に係る入力に使用した座標値（以下「座標入力値」という。）

2 担当課（所） 土木部県央土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H17. 7. 19 公開請求 (4) H19. 9. 18 諮問
- (2) H17. 8. 2 不存在決定 (5) H21. 11. 18 答申
- (3) H17. 8. 18 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>異議申立人は、河川の現況流下能力を算出するための断面図の検収にあたっては、その元データである座標入力値がないと検査できないと主張している。</p> <p>これに対し、実施機関は、実施機関が保有する詳細な測量図を元に、それを簡略化し、座標値化された座標入力値によって描かれた断面図を成果品として求めているもので、業務委託の検収にあたっては、成果品である断面図が元の測量図の特徴を捉えているかで判断できると説明し、本件業務委託の特記仕様書において、座標入力値を成果品として求める記述はないと述べている。</p> <p>当審査会で特記仕様書を確認したところ、実施機関の主張のとおり座標入力値を成果品として提出するよう求める記述を認めることができなかった。</p> <p>以上のことから、座標入力値自体がなくとも、成果品として出力された断面図を検収できるとの実施機関の説明には特段不自然な点はなく、本件処分は相当である。</p>

5 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第73号

答 申 書

平成21年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成17年7月19日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年度二級河川犀川広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）（以下「本件業務委託」という。）の報告書に記載されている不等流計算に使用した河川断面に係る入力に使用した座標値（以下「座標入力値」という。）。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成17年8月2日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、同日付けで異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

不等流計算に使用した河川断面の座標入力値については、成果品としていないため、公文書として存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年8月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年9月18日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

（1）測量の成果は、図面とその元になる数値からなっているもので、横断測量では、地

形の各点の高さと水平距離が記載されているはずであり、原図しか残されていない場合でも、地形線を読み取り、座標値を確定することができる。

(2) 実施機関は、理由説明書で、委託業務の検収にあたり、出力された断面図が元の測量図の特徴を捉えているかで判断するとしているが、その断面図が正しいかどうかは、座標値で確かめない限り判断できるものではない。

(3) 測量に関する業務委託の検収にあたっては、通常、受託者が使用した図表や解析の元データを示すことによって行われるものである。

したがって、座標入力値が成果品として納品されていなければ、検収することができないので、本件請求文書は必ず存在しているはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件業務委託は、実施機関が保有する詳細な測量図を用いて、不等流計算により河道の現況流下能力を算出させたものである。

不等流計算では、その測量図の特徴を捉えて簡略化し、座標値化された座標入力値を使用しているが、それは成果品とはなっていない。

2 業務委託の検収では、不等流計算で使用された断面図が元の測量図の特徴を捉えているかどうかで判断している。疑問点があった場合は、受託者に座標値の確認を求めたことで可否が判断できるので、成果品として座標入力値自体の提出を求めている。

また、本件実施設計業務委託の特記仕様書において、座標入力値については委託の成果品として求める記述はない。

したがって、本件請求文書は公文書として存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件業務委託において、不等流計算に使用した河川断面の座標入力値に関する文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、河川の現況流下能力を算出するための断面図の検収にあたっては、その元データである座標入力値がないと検査できないと主張している。

これに対し、実施機関は、実施機関が保有する詳細な測量図を元に、それを簡略化し、

座標値化された座標入力値によって描かれた断面図を成果品として求めているもので、業務委託の検収にあたっては、成果品である断面図が元の測量図の特徴を捉えているかで判断できると説明している。

当審査会で特記仕様書を確認したところ、実施機関の主張のとおり座標入力値を成果品として提出するよう求める記述を認めることができなかった。

以上のことから、座標入力値自体がなくとも、成果品として出力された断面図を検収できるとの実施機関の説明には特段不自然な点はなく、本件処分は相当である。

4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約2年1か月を経過しており、その期間については、実施機関の業務繁忙等を考慮しても、行政不服審査法の趣旨である簡易迅速な手続きによる処理とはいい難く、実施機関にあつては、今後、適切な対応が求められる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年9月18日	○諮問を受けた。(諮問案件第112号)
平成19年12月11日	○実施機関(土木部県央土木総合事務所)から理由説明書を受理した。
平成20年1月15日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成21年4月24日 (第174回審査会)	○事案の審議を行った。
平成21年5月22日 (第175回審査会)	○事案の審議を行った。
平成21年7月17日 (第178回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成21年8月28日 (第181回審査会)	○事案の審議を行った。
平成21年9月18日 (第182回審査会)	○事案の審議を行った。
平成21年10月6日 (第183回審査会)	○事案の審議を行った。
平成21年10月22日 (第184回審査会)	○事案の審議を行った。